

山口市人権推進指針

～市民一人ひとりが人権を尊重するまちをめざして～



山口市

山口市人権推進指針【改定版】

～市民一人ひとりが人権を
尊重するまちをめざして～

発 行 日 平成23年（2011年）3月 （初 版）
平成30年（2018年）3月改定（第2版）
編集・発行 山口市地域生活部 人権推進課
〒753-8650 山口市龜山町2番1号
T E L （083）934-2784
F A X （083）934-2867
E-Mailjinken@city.yamaguchi.lg.jp

市民一人ひとりが人権を 尊重するまちをめざして



本市では、平成23年3月、人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す「山口市人権推進指針」を策定し、これまで、国、県、関係機関や関係団体との連携のもと、『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』の実現に向け、総合的な人権施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、今日の社会におきましては、社会情勢の変化などに伴い、人権問題も複雑・多様化してきており、地域に密着したきめ細かい人権施策の推進が求められておりますことから、平成28年9月に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、「人権施策推進審議会」の審議に基づき、このたび「山口市人権推進指針」を改定しました。本指針の性格としては、人権施策を推進するための方向性や方策を示すものとして、あらゆる行政分野で、市民、民間団体、企業等の参加・参画と協働のもとに人権施策を推進することとしています。

今後は、本指針の理念に基づき、人権を尊重した行政の推進、人権教育・啓発の推進、分野別施策の推進など、総合的に人権に関する取組を推進してまいりますので、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本指針改定の策定にあたりまして、熱心に御審議いただきました山口市人権施策推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力をいただきました市民の皆様に心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

平成30年（2018年）3月

山口市長 渡 辺 純 忠

目 次

第1章 指針の改定にあたって	1
1 指針改定の趣旨	1
2 指針の性格	1
3 指針の期間	2
4 指針策定の背景	2
第2章 指針の基本的考え方	4
1 基本理念	4
2 キーワード	4
第3章 人権施策の推進	5
1 人権を尊重した行政の推進	5
2 人権教育・人権啓発の推進	5
3 分野別施策の推進	6
◎ 男女共同参画に関する問題	7
◎ 子どもの問題	9
◎ 高齢者の問題	11
◎ 障がい者の問題	12
◎ 同和問題	13
◎ 外国人の問題	14
◎ 感染症患者等の問題	16
◎ ハンセン病問題	16
◎ 罪や非行を犯した人の問題	17
◎ プライバシー保護の問題	17
◎ インフォームド・コンセント推進の問題	18
◎ インターネットによる問題	19
◎ 犯罪被害者保護の問題	20
◎ 拉致問題	20
◎ 性の多様性の問題	21
◎ 働く人の問題	22
◎ その他の人権問題	24
・ ストーカー等に関する問題	24
・ 環境問題	24
・ 自己決定権等に関する問題	24
第4章 人権施策の推進体制等	25
1 推進体制	25
2 国、県、民間団体等との連携	25
3 相談・支援体制の充実	25
資料編	
1 人権関係年表	29
2 人権関係相談機関等一覧表	32
3 人権に関する意識調査結果概要	36
4 山口市人権施策推進審議会条例	44
5 指針の策定経過	46
6 山口市人権施策推進審議会委員名簿	47

第1章 指針の改定にあたって

1 指針改定の趣旨

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和22年に施行され、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきました。

また、山口県においても、「山口県人権推進指針」が平成14年3月に策定されました。

これらを踏まえ、本市においては、これまで市民の人権を尊重するという視点に立って、あらゆる行政分野で諸施策を推進してきましたが、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成23年3月、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す「山口市人権推進指針」を策定し、これまで、国、県、関係機関や関係団体との連携のもと『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』の実現に向け、総合的な人権施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、今日の社会におきましては、社会情勢の変化などに伴い、人権問題も複雑・多様化してきており、地域に密着したきめ細かい人権施策の推進が求められております。このような中、平成28年9月に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果も踏まえ、「山口市人権推進指針」の見直しを行い、引き続き、人権施策を総合的に推進していきます。

また、指針の基本理念の中の『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』については、市民、民間団体、企業等の協働のもとに、人権尊重をめざしたいとの思いを込めて、受け身ではなく、自ら主体的に行動するという意味の表現に変え、『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』に変更します。

2 指針の性格

この指針は、本市の人権施策を推進するための方向性や方策等を示す基本指針とし、「第二次山口市総合計画」をはじめ、「第二次山口市総合計画」に基づく部門別基本計画等の推進にあたっては、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととし、次のような役割を持っています。

- (1) 市は、市民一人ひとりが人権を尊重するまちの実現に向けた行政を推進するとともに、あらゆる行政分野で人権施策を総合的、計画的に推進するための指針とします。
- (2) 市民、民間団体、企業等の参加・参画と協働のもとに進めることが大切であり、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識をもち、自主的な取組が実施されることを期待します。

3 指針の期間

本指針の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

なお、この指針に基づいた諸施策の推進にあたっては、一層の充実を図るため、進捗状況や人権問題に関する国や県等の動向や社会経済情勢等の変化を踏まえながら、新たな課題にも弾力的に対応しながら推進します。

4 指針策定の背景

(1) 国際連合の状況

多くの尊い命が奪われ、悲劇と破壊をもたらした第二次世界大戦の反省から、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、昭和20年に国際連合が設立されました。国際連合は、昭和23年12月10日、第3回国連総会で、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進のために、「世界人権宣言」を採択しました。

また、国際連合は、この「世界人権宣言」で規定された権利に法的拘束力を持たせるために、昭和40年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、昭和41年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約／A規約）及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約／B規約）からなる「国際人権規約」、昭和54年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約^{※1}）、平成元年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）など数多くの人権に関する条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。

※1 女子差別撤廃条約 外務省による略称。女性差別撤廃条約と呼ばれることもあります。

(2) 国・県の状況

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和22年に施行され、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約の批准など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきました。

平成9年3月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。

また、平成12年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されています。この法の規定に基づき、国では、平成14年3月に、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

山口県においては、平成14年3月に、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針となる「山口県人権推進指針」が策定され、平成18年4月には、人権施策の推進に必要な事項について審議する「山口県人権施策推進審議会」を設置し、その後、平成19年6月には、人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、社会情勢等の変化に対応するため、「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」が改定され、平成24年3月に「山口県人権推進指針」の全面改定が行われました。

(3) 本市の状況

本市においては、これまで国、県、関係機関等と連携・協力しながら、様々な人権問題について、その解決のために取り組んできました。

平成19年10月に策定した「山口市総合計画」においては、本市のめざすまちの姿を「ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口」と掲げ、市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくりをめざし、平成20年3月には「山口市男女共同参画基本計画」、平成21年3月には「第五次山口市高齢者保健福祉計画・第四次山口市介護保険事業計画」、平成21年6月には「山口市バリアフリー基本構想」を策定するなど、積極的に関係諸施策を推進してきました。

また、幅広い人権課題に対応するための推進体制の充実強化を図るため、平成18年4月に全庁的な組織として副市長を本部長とする「山口市人権推進本部」を設置し、横断的な協力・連携体制を構築しています。平成21年6月には、人権施策を総合的に推進するための諮問機関として「山口市人権施策推進審議会」を設置し、有識者の意見を市政に取り入れています。平成23年3月、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す「山口市人権推進指針」を策定し、これまで、国、県、関係機関や関係団体との連携のもと『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』の実現に向け、総合的な人権施策を推進してきました。

しかしながら、今日においても、様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢の変化などに伴い人権問題も複雑・多様化してきており、地域に密着したきめ細かい人権施策の推進が求められています。

このことから、人権問題に対する市民の意識についての現状や問題点等の把握を行い、今後の人権施策を効果的に推進することを目的に、平成28年9月に「人権に関する市民意識調査^{※1}」を実施しました。

※1 資料編P36に「人権に関する市民意識調査結果概要」を掲載しています。



第2章 指針の基本的考え方



1 基本理念

この指針においては、誰もがお互いに認めあい、『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

2 キーワード

市政のあらゆる分野で人権の尊重を基調において人権に関する取組を進めるため、次のキーワードに基づき諸施策を推進します。

いのち (生命)	市民一人ひとりが、かけがえのない尊い「いのち」を大切にする地域社会の創造をめざします。
じゆう (自由)	市民一人ひとりが、自由で多様な価値観を尊重する地域社会の創造をめざします。
びょうどう (平等)	市民一人ひとりが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の創造をめざします。
きょうどう (協働)	市民一人ひとりが、相互に理解・尊重し共通の目的に向かい共に取り組む地域社会の創造をめざします。

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。

最高法規である日本国憲法第97条（「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」）に人権の本質が示されています。

第3章 人権施策の推進

指針の基本理念である『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』の実現に向け、国及び県等と連携しながら諸施策を総合的、計画的に推進します。

1 人権を尊重した行政の推進

市が行う業務は、すべて人権とかかわりがあり、人権と無関係の部局はありません。職員一人ひとりが、市民の人権尊重の視点に立った取組を行い、日頃から人権意識の高揚を図るため自己研鑽に努め、たえず問題意識をもって業務に当たる必要があります。

このため、市におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 市行政の推進に当たっては、常に人権の尊重を行動基準として行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点からの業務の点検・見直し、適正な情報公開の実施、人権を重んじた接遇、公平な取り扱いなど人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権尊重の視点に立った業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚が持てるよう、職員研修の充実に努めます。

2 人権教育・人権啓発の推進

『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』の実現に向けて、家庭、地域、職場、学校などにおいて、市民、PTA及び地域人権学習推進組織等と連携しながら、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「山口県人権推進指針」を踏まえ、人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 行政における取組

市におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- ① 行政での推進体制の確立
 - ・ 行政全体での共通理解と関係部局等との連携
 - ・ 目標及び計画等の設定
- ② 審議会の開催
 - ・ 人権施策推進審議会において、人権に関する施策について審議
- ③ 研修等の実施
 - ・ 職員の人権意識の高揚を図る研修の充実
- ④ 人権啓発の推進
 - ・ 広報紙、ホームページ等を活用した啓発の実施
 - ・ 啓発資料の整備、情報の提供

(2) 学校における取組

子どもの発達段階に即し、幼稚園を含めた学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする人権教育を組織的・計画的に推進します。

- ① 家庭、関係機関等と連携した推進体制の確立
- ② 学校、地域の実情を踏まえた目標の設定や、全体計画の作成
- ③ 人権尊重の視点に立った指導の充実
- ④ 子どもの人権が尊重される環境づくり
- ⑤ 人権教育推進校制度をはじめとする、人権意識の高揚をめざした研修・研究等の充実

(3) 地域社会における取組

人権意識の高揚をめざし、市民、民間団体、企業・事業所等との連携を図りながら、地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ① 多様な学習機会の充実
 - ・ 人権課題及びニーズに応じた人権学習講座の開設
 - ・ 市人権ふれあいフェスティバルの開催
 - ・ 地域交流センターの活動への支援
 - ・ 市民の自主的な人権学習への支援
 - ・ 地区人権学習推進組織の取組への支援
 - ・ 企業・事業所における研修会への支援
- ② 指導者の養成と支援体制の充実
 - ・ 市人権教育推進委員会の設置及び研修の実施
 - ・ 企業・事業所における指導者の育成及び研修への支援
- ③ 家庭教育の充実
 - ・ 家庭と学校が連携した人権学習研修活動への支援
 - ・ P T A、婦人会等の社会教育団体の取組への支援

(4) 相談・支援体制の充実

- ・ 法務局等相談機関との連携
- ・ 相談機関等に関する情報の提供

3 分野別施策の推進

男女共同参画に関する問題、子どもの問題、高齢者の問題、障がい者の問題、同和問題、外国人の問題、感染症患者等の問題、ハンセン病問題、罪や非行を犯した人の問題、プライバシー保護の問題、インフォームド・コンセント推進の問題、インターネットによる問題、犯罪被害者保護の問題、拉致問題、性の多様性の問題、働く人の問題、その他の人権問題を具体的に取り組むべき分野別人権課題として諸施策を推進します。

男女共同参画に関する問題

1 現状と課題

すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、ともに認め合い、ともに支え合い、ともに輝いて生きることのできる男女共同参画社会の実現が求められています。

国においては、「男女共同参画社会基本法」が平成11年に施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

こうした中、平成28年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が全面施行され、女性が職場で活躍できる環境の整備等について、事業主はもとより社会全体における取組が求められることになりました。

また、改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が、平成26年に施行され、交際相手からの暴力の被害者についても、法の適用対象となりました。

本市におきましても、平成20年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進し、様々な施策を実施してきました。平成20年度に、計画がスタートしてから、前期行動計画期間(5年間)が経過したため、平成25年度からの後期行動計画(5年間)を策定しました。平成26年3月には「山口市男女共同参画推進条例」を制定し、4月に施行しました。

しかしながら、依然として、家庭、地域、職場、学校などでは性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、これに基づく社会制度や慣行等が、男女の多様な生き方の選択や能力の発揮を阻害する要因になっています。また、配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント※1等の男女間の暴力は、重大な人権侵害であり、男女が互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害しています。この状況を踏まえ、平成30(2018)年度からの第2次山口市男女共同参画基本計画(5年間)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んでいきます。

2 基本方針

男女が社会の一員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、お互いの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を計画的に推進します。

(1) 人権の尊重に基づく男女共同参画推進の意識づくり

性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向けた取組を進め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思で多様な生き方が選択できる社会の実現をめざします。

(2) 男女がいいきと働き続けられる環境づくり

長時間労働の削減等の働き方の見直しや意識改革、子育て・介護支援の充実等により、男女が互いに責任を分かち合いながら、家事・子育て・介護等に参画し、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現をめざします。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつくられ、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

(3) あらゆる分野での男女共同参画の実現

市の政策・方針決定過程や企業・団体、地域社会、農山漁村、防災など社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画できる環境整備を進め、多様な価値観・視点や新しい発想などが取り入れられ、様々な人の立場を考慮した政策等が実現することをめざします。

(4) 健康で安全・安心な暮らしづくり

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど男女間の暴力が根絶されるとともに、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、安全で健康的な生活を営むことができ、性的指向・性自認を理由とした偏見・差別やひとり親家庭等、様々な困難を抱える男女が安心して暮らせる社会の実現をめざします。

※1 セクシュアル・ハラスメント

広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指します。厚生労働省においては、男女雇用機会均等法上の職場におけるセクシュアル・ハラスメントとして、「職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により、就業関係が害されること」とされています。

子どもの問題

1 現状と課題

近年少子化の傾向が顕著になり、本市においても児童人口が年々減少している中で、核家族化や地域コミュニティの希薄化、働き方の多様化など子育て家庭を取り巻く社会環境が一層厳しくなっています。

家庭、地域、職場、学校などと行政が一体となって子育て世代を支援し、子どもが健やかに育つことができる環境を整え、地域社会全体で子育て支援に取り組む必要があります。

国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」、平成25年に「いじめ防止対策推進法」、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が開始されるなど、子どもの人権を守るための様々な法律が整備されました。また、平成28年に「児童福祉法」が改正され、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが権利の主体として、位置づけられることが明記されました。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」を受け、平成20年度に策定した「山口市次世代育成支援行動計画」に基づき、平成26年度まで、市民との協働により、子育て支援施策に総合的に取り組んできたところです。平成27年度からの「山口市子ども・子育て支援事業計画」では、「山口市次世代育成支援行動計画」を継承し、地域や社会全体が一体となり、支え合い、子育てを行うことにより、「子どもの健やかな育ちを 喜び支える まちづくり」につながることを、基本理念としています。

また、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づく対策を推進するため、平成26年5月に「山口市いじめ防止基本方針」を策定しました。

2 基本方針

子どもは、誕生した瞬間から、家族の大切な一員であると同時に、社会にとっても次世代を担うかけがえのない存在となります。

子どもは、親をはじめとする大人の保護のもとで成長しますが、ひとりの人間であり大人と同じ人格を持つ存在として、その人権が尊重されなければなりません。

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、子どもの権利を大切にする取組を充実します。

また、虐待防止やいじめ対策のため、関係機関等と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めるほか、いじめに対する相談体制の充実を図ります。

(1) 子どもの権利を大切に取る取組の充実

子どもの権利擁護を推進するため、「子どもの権利条約」の趣旨について普及啓発を行うほか、人権学習の実施などに取組ます。

(2) 虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策を充実するため、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会^{※1}の運営を通して連携を強化し、虐待の予防や早期発見、早期対応に努めます。

また、家庭児童相談室、やまぐち子育て福祉総合センター、やまぐち母子健康サポートセンター、教育相談室、家庭教育支援ダイヤル等による相談体制を充実し、虐待の未然防止を図るとともに、オレンジリボンキャンペーン^{※2}を推奨し、虐待防止について周知を図ります。

(3) いじめ対策の充実

山口市いじめ防止基本方針は、いじめの『未然防止』、『早期発見』、『早期対応』、『重大事態への対応』の視点から、いじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進するために策定されています。いじめに対する相談体制を充実するため、教育相談員による教育相談などを実施します。

(4) 子どもの生活・学習の支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、子どもに対する学習支援や居場所づくり等、必要な支援を行います。

※1 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2の規定に基づき、虐待を受けている子どもその他の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童若しくは特定妊婦）について、関係機関等が連携して、要保護児童の予防、早期発見及び適切な対応を図るための地域協議会。

※2 オレンジリボンキャンペーン

児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを使用して、民間、地方自治体、国が11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報・啓発活動を行い、児童虐待防止運動について広く知ってもらうためのキャンペーン。

高齢者の問題

1 現状と課題

本市では、総人口が減少する一方、65歳以上の高齢者数は増加を続けています。団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）には、本市人口の3人に1人が高齢者となる見込みです。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がこれまでの傾向から増加していくと予想されます。高齢者の年齢構成については、前期高齢者（65歳～74歳）に比べ後期高齢者（75歳以上）の増加が著しく、平成37年（2025年）には高齢者の約6割が後期高齢者となる見込みです。

一般的に年齢が上がるにつれて身体機能・認知機能が低下することから、支援を必要とする方の増加が見込まれます。

2 基本方針

平成30年3月策定の「第八次山口市高齢者保健福祉計画・第七次山口市介護保険事業計画」においては、高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現をめざし、「高齢者が、家族や地域の「絆」に支えられ、自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち」を基本方針とします。

高齢者人口の増加が見込まれる中、認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者の増加による成年後見制度の利用支援や高齢者虐待への早期対応への取組を推進します。

(1) 成年後見制度の利用支援

判断能力が不十分な認知症高齢者などが成年後見制度を利用できるよう広く普及啓発を行うとともに、身寄り等がなく、判断能力が不十分な認知症等の高齢者を対象に、本人の代理として財産管理や身上監護等の成年後見制度の手続きの支援を行います。

(2) 権利擁護にかかる体制整備

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその中核機関の体制整備について、関係機関と連携を図りながら検討していきます。

(3) 高齢者虐待の未然防止と早期対応

高齢者虐待防止に関する相談・通報窓口として地域包括支援センターを位置づけ、高齢者虐待に関する早期発見・早期対応を関係機関と連携し行います。

障がい者の問題

1 現状と課題

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。

国においては、平成23年に、障害者基本法が改正され、「障害者の定義」が、従来の心身の機能の障がいのみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方から、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方に見直され、その範囲が拡大されました。

また、平成24年に、深刻化している家庭や施設での障がい者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止・障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、家庭や施設などで障がい者に対する虐待を発見した人に、自治体への通報が義務付けられました。

さらに、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。これは、障害者基本法第4条に基本事項として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置を定めたものであり、「障害を理由とする差別的取り扱いの禁止」「障害のある人に対する「合理的配慮^{※1}」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。

これら国の動向等も踏まえ、今後も、障がい者の権利擁護の視点に立った取組を進めていく必要があります。

※1 合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で行う、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。

2 基本方針

障がい者差別は、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼします。障害者差別解消等の趣旨についての理解を、市民一人ひとりが深め、誰もが暮らしやすい社会をつくるための取組を推進します。

(1) 障がいへの理解促進

さまざまな場や機会を活用し、障がいや障がいのある人に関する情報を提供し、市民の正しい理解と認識の普及を図ります。また、障がい者団体・ボランティア団体が実施する障がいへの理解促進事業や啓発事業を支援します。

(2) 障がい者虐待防止と権利擁護の推進

市に設置した、障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者に対する虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報を行い、虐待を受けた障がい者及び養護者に対する支援を行います。

また、成年後見制度利用支援事業の実施等により、障がい者の権利利益の擁護を図ります。

同和問題

1 現状と課題

昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、数度にわたる法改正が行われ、地域改善対策に係わる様々な施策が実施されてきました。

本市においては、同和問題の早期解決をめざして、関係団体等との連携を図り、関係者の理解と協力を得ながら、同和問題の解決に向けた関係諸施策の推進と市民の理解及び地域住民の努力の結果、生活環境等は大きく改善され、また、教育・啓発活動の推進により、市民の同和問題に対する理解も深まり、その成果は全体的には着実に進展してきたものと認識しています。

こうした中、国の特別措置法が、平成14年3月をもって失効し、特別対策については終了しました。山口県においても、国の特別法終了に合わせて、平成14年3月末をもって特別対策を終了し、平成17年9月に「山口県における同和行政・教育のまとめ」が行われました。

しかしながら、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国においては、平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現をめざすことが定められました。

2 基本方針

国の法律（部落差別の解消の推進に関する法律）を十分に踏まえ、市民一人ひとりの理解を深め、部落差別を解消するため、必要な施策、教育及び啓発を行うよう努めます。

(1) 教育・啓発

国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めます。

(2) 相談体制の充実

国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に応ずるための体制の充実を図るよう努めます。

外国人の問題

1 現状と課題

我が国は、昭和54年に「国際人権規約」を批准、平成7年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に加入し、外国人の人権及び基本的自由を保障していますが、国際化が地域レベルで広がる中、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、人種や言語、宗教による差別を撤廃するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努め、互いに理解しあえる共生の社会を構築することが必要です。

社会・経済全般に国際化が進む中、本市においても外国籍住民が年々増加しており、平成29年3月末における、本市の外国人登録者数は1,374人であり、人口の約0.7%を占めています。

今後、地域社会の中で、多様な文化が受け入れられ、そこに住むすべての人々が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが必要です。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ^{※1}であるとして、社会的関心を集めています。

こうした中、平成28年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、法令等による規制の動きや、県内の状況等も踏まえながら、適切な対応に努めることが求められています。

2 基本方針

国際化が進展する中、言語や習慣、文化の違いを認め合い相互理解を図るため、一人ひとりが心の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、多様な文化や人々が共存していける多文化共生^{※2}の地域づくりに向け、啓発活動や交流活動による相互理解の促進に努めます。

また、本邦外出身者^{※3}に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の推進に努めます。

(1) 国際交流の推進

姉妹・友好都市交流の推進に努めます。

(2) 国際感覚豊かな市民の育成

青少年の語学能力や国際感覚の醸成、市内に住む外国人と市民がお互いの文化を理解し交流するなど地域の国際化に努めます。

(3) 外国人にやさしいまちづくりの推進

外国人の人々が、安心して生活することができるように、日常の生活情報をまとめたガイドブックの作成・配布や日本語講座の開催などに努めます。

(4) 市内国際交流団体への支援・協力

市民の国際化の醸成や国際協力などに資する活動をしている団体、姉妹友好都市との交流を進める団体の活動を支援し、市民が国際交流に参加し異文化に触れる機会の拡大に努めます。

(5) 相談体制の整備

国や県と連携し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応じ、解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めます。

(6) 教育・啓発

本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動及び啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めます。

※1 ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、国籍等を差別的な意図をもって貶（おとし）める言動。

※2 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※3 本邦外出身者

日本以外の国または地域の出身者のこと。

感染症患者等の問題

1 現状と課題

AIDS（エイズ：後天性免疫不全症候群）※¹等の感染症については、その病気に関する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者等に対して、差別をしたり偏見を持つことが問題となっています。

また、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興も危惧されており、市民が誤った情報に左右されることなく、感染症に対して正しい理解をすることが必要です。

2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を推進します。

(1) HIV感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進

世界エイズデー等において、エイズに関する正しい知識の普及啓発を推進します。

特に若い世代には、疾病への正しい理解が深まるよう学校教育において普及啓発を図ります。

(2) 感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進

あらゆる機会を通じて、新型インフルエンザなど感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

※1 AIDS（エイズ：後天性免疫不全症候群）

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって起こる病気。このウイルスに感染し、全身の免疫機構が破壊されると、病原体への抵抗力がなくなります。

ハンセン病問題

1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」による慢性の感染症ですが、感染力はきわめて弱く、今ではたとえ発病しても有効な治療薬で完治します。

しかし、長年行われてきた療養所への強制隔離政策や病気に対する誤った知識により、「怖い病気」として人々に定着し、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

こうしたハンセン病に対する偏見や差別をなくすため、一人ひとりがハンセン病について正しく理解することが求められています。

2 基本方針

ハンセン病患者に対する偏見や差別の解消のため、「ハンセン病を正しく理解する週間^{※1}」等の機会を通じて、正しい知識の普及啓発を推進します。

※1 ハンセン病を正しく理解する週間

ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までを週間としています。

罪や非行を犯した人の問題

1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとしているのに、誤った認識や偏見から、就労問題や住居等の確保が困難になるなど、社会復帰をめざす人たちにあっては現実には極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中で、改めて地域社会の理解と協力が必要です。

2 基本方針

罪や非行を犯した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、その社会復帰に向けて関係機関等と連携・協力して啓発活動の推進に努めます。

プライバシー保護の問題

1 現状と課題

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、県においては、平成14年に、「山口県個人情報保護条例」が施行され、国においては、平成15年以降に「個人情報の保護に関する法律」等が施行され、その後改正された「個人情報の保護に関する法律」等が、平成29年5月に施行されました。

本市においても、平成17年10月に施行された、個人情報の取扱いについての基本的事項や市が保有する個人情報の開示請求権等について定めた「山口市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を図っています。

2 基本方針

事業者や市民に対して、個人情報保護の重要性についての啓発活動に努めます。

インフォームド・コンセント推進の問題

1 現状と課題

誰もが安心して良質な医療を受け、心身ともに健康で生活していくことは、最も基本的な権利です。そのために、患者が自分の病気と医療行為について十分な説明を受け、納得して、自分で治療法を選ぶという、インフォームド・コンセント^{※1}が一層推進され、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療が確保されるよう環境の整備が必要です。

2 基本方針

患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、関係機関等と連携し、医療従事者や市民への啓発に努めます。

※1 インフォームド・コンセント

診療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了解を得て治療すること。

インターネットによる問題

1 現状と課題

インターネットなど情報通信メディアによる差別的な情報の掲示や、ホームページへの人権を侵害する書き込みが行われるなどの行為が増加しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成14年5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー※¹責任制限法）」の施行により、ホームページの掲示板等における権利の侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また、平成17年4月の「個人情報保護法」の全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

さらに、子どもたちが有害情報に接触したり、犯罪に巻き込まれたりする現状を受けて、平成21年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び地方自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリングサービスの利用を普及していくことになりました。

2 基本方針

(1) 適正なインターネット利用の促進

インターネット上での人権侵害行為に対しては、関係機関等との連携を図りながら適切に対応（相談体制の充実、ネットを悪用した差別に対する削除要請等）をしていくとともに、市民一人ひとりがインターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身につけ、マナーやルールを守って、インターネットや電子メールなどの活用ができるよう、啓発活動を推進します。

(2) インターネット上における子どもを守る取組

子どもを取り巻くネット環境に関し、保護者や学校、地域と関係機関が連携し、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

※1 プロバイダー

インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

犯罪被害者保護の問題

1 現状と課題

犯罪被害者等の権利利益を保護することを目的とした施策を、総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。

また、「第2次犯罪被害者等基本計画」を平成23年に策定し、この中で、5つの重点課題（損害回復・経済的支援等、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続きへの関与拡充、支援等のための体制整備、国民の理解の増進と配慮・協力の確保）を掲げ、施策を推進しています。

犯罪の被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショック、風評等による不快感やストレスなど、様々な二次的被害に苦しめられていることから、犯罪被害者等を社会全体で途切れることなく支えていくことが強く求められています。

2 基本方針

犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や民間団体等が連携し、官民一体となって啓発活動に努めます。

また、犯罪被害者や家族の生活が守られる地域社会をめざします。

拉致問題

1 現状と課題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権に関わる極めて重大な問題であり、その早期解決のためには、国民的課題として、国と地方公共団体が足並みを揃え、一体となって世論の啓発等に取り組んでいくことが重要であり、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

2 基本方針

国、県、関係機関等と連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないように配慮しながら、啓発活動を実施するなど、市民の理解の促進と世論の喚起に努めます。

1 現状と課題

性の多様性については、性的指向や性自認といったものが挙げられます。代表的な分類として、「LGBT」（L：レズビアン、女性の同性愛者、G：ゲイ、男性の同性愛者、B：バイセクシュアル、両性愛者、T：トランスジェンダー、生まれたときに法律的・社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）があります。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

また、性同一性障がい^{※1}については、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行され、一定の条件を満たす場合は、法令上の性別の取扱い変更について家庭裁判所の審判を受けることができるようになりました（平成20年に改正法によって条件が緩和されています）。

性的指向や性自認、性同一性障がいについては、人々の理解不足や社会的な対応が遅れていることなどにより、誤解をされたり、偏見や差別を受けたりすることがあります。こうした偏見や差別が解消され、様々な立場の人々の人権が尊重されることが求められています。

2 基本方針

(1) 性の多様性に関する理解の促進

性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている人たちの人権が尊重され、幸せに暮らせる社会実現をするため、正しい知識と性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。

(2) 児童生徒に対するきめ細かな対応の実施

学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、相談体制の充実や心情に配慮したきめ細かな対応を行います。

※1 性同一性障がい

「性同一性障がい」とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。

働く人の問題

1 現状と課題

日本国憲法では、国民の勤労に関する規定として、職業選択の自由や勤労の権利等を保障しています。

また、労働基準法により、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないことや、労働者と使用者が対等の立場において決定することなどが規定されています。

しかし近年、社会構造や就業環境の変化等を背景として、契約社員や派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用の労働者が増加しており、雇用全体の4割近くが非正規雇用と言われ、非正規就業や所得格差、職場での様々なハラスメント（嫌がらせ）、障がい者雇用の課題、性の多様性に対する権利確保など、就労者の人権に直結する新たな課題が生じています。

また、雇用の場における男女の均等待遇や、仕事と子育ての両立支援について、良好な職場環境づくりの推進のための施策を展開しているものの、今なお、多くの問題が残っています。

働く人を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、様々な対象者への就労支援や、多様化、複雑化している労働相談の充実など、変化に応じた新たな支援策が必要となっています。

2 基本方針

良好な職場環境づくりの推進にあたり、企業や関係機関等に対し、情報提供や意識啓発に努めます。

(1) 男女がいきいきと働き続けられる環境づくり【再掲P8】

長時間労働の削減等の働き方の見直しや意識改革、子育て・介護支援の充実等により、男女が互いに責任を分かち合いながら、家事・子育て・介護等に参画し、職業生活その他の社会生活と家庭生活の調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現をめざします。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がにつくられ、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

(2) 働く人の権利に関する啓発

職業・職種、また、正規職員や派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用といった任用形態等によって差別されることのないように、また働く人の権利が守られるように様々な法令に定められた働く人の権利及びその適正な行使について、事業主や働く人に対し、情報提供や啓発に努めます。

(3) ハラスメントに関する啓発

職場におけるパワー・ハラスメント^{※1}、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント^{※2}等のハラスメント行為防止についての理解を深めるために、意識啓発に努めます。

※1 パワー・ハラスメント

厚生労働省においては、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されています。

※2 マタニティ・ハラスメント

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法においては、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い・ハラスメントのこと。

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」と言います。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」と言います。

その他の人権問題

この他、ストーカー^{※1}等に関する問題、環境問題^{※2}、自己決定権^{※3}等に関する問題等、新たな課題の解決のための方策について検討するとともに、適宜対応します。

※1 ストーカー

特定の人間に対して、好意または怨恨を抱いてつきまとい等の行為を繰り返す者。

※2 環境問題

環境を破壊することは、人間が安全に快適にそして健康に暮らす権利を奪うことから、人権問題とも密接に結びついています。

※3 自己決定権

自分の生き方や生活について自由に決定する権利。



第4章 人権施策の推進体制等



1 推進体制

(1) 山口市人権施策推進審議会（平成21年4月1日条例施行）

人権施策の推進に当たっては、市民、関係団体等との協働による組織を設置し、人権施策の推進についての意見の聴取や調査審議をすることにより、市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくりを推進します。

(2) 山口市人権推進本部会議（平成18年4月1日要綱施行）

人権施策の推進に当たっては、全庁的な推進体制である「山口市人権推進本部会議」において、関係部局相互の密接な連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、この指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

(3) 山口市人権教育推進委員会（平成17年10月1日規則施行）

人権教育を総合的かつ効果的に推進するための組織として設置したもので、基本的人権の正しい理解及び学習を通して人権教育を推進します。

2 国、県、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県等の行政機関及び民間団体等との緊密な連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

このため、山口地方法務局や山口人権擁護委員協議会とともに設立した「山口人権啓発活動地域ネットワーク協議会」をはじめとする関係機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい取組が期待されていることから、市は、市民、企業、民間団体等との連携を図りながら人権に関する情報提供や助言を行うなど取組の支援や連携を図るとともに、その活動しやすい環境づくりを一層推進します。

3 相談・支援体制の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、相談機関^{※1}の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の資質の向上に取組みます。

さらに、複雑、多様な人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、県、関係機関等を含めた、それぞれの相談機関がネットワーク化を図るなど連携強化の取組を推進します。

(1) 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決をめざし、国、県や人権擁護委員等と市の人権に関する相談機関がネットワーク化を図り、連携強化に努めます。

(2) 相談機関の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、相談機関の充実や活動内容の市民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、交流を行い、関係職員や相談員の資質の向上を図ります。

※ 1 相談機関

資料編 P32に「人権関係相談機関等一覧表」を掲載しています。

山口市人権推進指針資料

◇人権関係年表

◇人権関係相談機関等一覧表

◇人権に関する市民意識調査結果概要

◇山口市人権施策推進審議会条例

◇指針の策定経過

◇山口市人権施策推進審議会委員名簿

人権関係年表

年	国際連合・国	県・市
1945（昭和20）	国際連合設立	
1947（昭和22）	「日本国憲法」施行	
1948（昭和23）	「世界人権宣言」採択	
1965（昭和40）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	
1966（昭和41）	「国際人権規約」（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」・「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）採択	
1969（昭和44）	「同和対策事業特別措置法」施行	
1979（昭和54）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 「国際児童年」 「国際人権規約」批准	
1985（昭和60）	「女性差別撤廃条約」批准	
1989（平成元）	「児童の権利に関する条約」採択	
1995（平成7）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」加入	
1997（平成9）	「人権擁護施策推進法」施行	
1999（平成11）	「男女共同参画社会基本法」施行	
2000（平成12）	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行	
2001（平成13）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行	
2002（平成14）	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行	「山口県人権推進指針」策定 「山口県個人情報保護条例」施行

2003（平成15）	「個人情報保護に関する法律」（個人情報保護法）施行 「次世代育成支援対策推進法」制定	
2004（平成16）	「性同一性障害の差別の取り扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）施行	
2005（平成17）	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定	「山口県における同和行政・教育のまとめ」策定 「山口市個人情報保護条例」施行 「山口市人権教育推進委員会」設置
2006（平成18）	「高齢者虐待の防止。高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止・擁護者支援法）施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「山口県人権施策推進審議会」設置 「山口市人権推進本部」、「山口市男女共同参画推進本部」設置
2007（平成19）		「山口県人権推進指針」分野別施策の推進改定 「山口市総合計画」策定 「山口市障害者基本計画」策定
2008（平成20）		「山口市男女共同参画基本計画」策定 「山口市人権施策推進審議会条例」制定
2009（平成21）	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	「山口市人権施策推進審議会」設置 「山口市次世代育成支援行動計画」策定 「第五次山口市高齢者保健福祉計画・第四次山口市介護保険事業計画」策定 「山口市バリアフリー基本構想」策定
2010（平成22）	「子ども・若者育成支援推進法」施行	
2011（平成23）	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）制定	「山口市人権推進指針」策定

2012（平成24）	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行	「山口県人権推進指針」改定 「第六次山口市高齢者保健福祉計画・第五次山口市介護保険事業計画」策定 「第二次山口市障害者基本計画」策定
2013（平成25）	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）制定	「山口市男女共同参画基本計画後期行動計画」策定
2014（平成26）	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）施行 「障害者の権利に関する条約」批准	「山口市男女共同参画推進条例」制定 「山口市いじめ防止基本方針」策定
2015（平成27）	「子ども・子育て支援法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行	「第七次山口市高齢者保健福祉計画・第六次山口市介護保険事業計画」策定 「山口市子ども・子育て支援事業計画」策定 「山口県子どもの貧困対策推進計画」策定
2016（平成28）	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	
2018（平成30）		「山口市人権推進指針」改定 「第2次山口市男女共同参画基本計画」策定 「第八次山口市高齢者保健福祉計画・第七次山口市介護保険事業計画」策定 「第三次障害者計画」（障がい者きらめきプラン）策定

人権関係相談機関等一覧表

(平成30年3月作成)

【人権相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
人権相談	みんなの人権110番 (山口地方法務局人権擁護課内)	0570-003-110	人権に関する相談 相談時間：平日（祝日除く） 8:30～17:15	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎
	山口地方法務局 人権擁護課	(083) 922-2295 (音声案内1)	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎
	山口市人権推進室	(083) 934-2784	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15	山口市亀山町2-1
	インターネット人権相談受付窓口		パソコンからは… http://www.moj.go.jp/JINKEN/Jinken113.html 携帯からは… http://www.moj.go.jp/soudan/mobile/001.html	

【特設相談所】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
人権相談	山口市福祉センター	(083) 922-7121	毎月第4水曜日 13:30～15:30 (祝日の場合は翌日)	山口市下笠小路254
	あったかプラザ (社会福祉協議会徳地出張所)	(0835) 52-0100	毎月第2火曜日 9:30～12:00 (祝日の場合は翌日)	山口市徳地堀1684-1
	社会福祉協議会 南部支所	(083) 973-0450	毎月10日 13:00～15:00 (土・日・祝日の場合は翌日)	山口市小郡下郷1437-6
	阿知須健康福祉センター (社会福祉協議会阿知須出張所)	(0836) 66-2000	毎月第3木曜日 13:00～15:00 (祝日の場合は翌日)	山口市阿知須2740
	秋穂大海総合センター	(083) 984-2053	6・9・3月第4月曜日、12月第3月曜日 10:00～12:00 (祝日の場合は翌日)	山口市秋穂東1130-5
	秋穂歴史民俗資料館 (社会福祉協議会秋穂出張所)	(083) 984-2549	4・5・7・8・10・11・1・2月第4月曜日 10:00～12:00 (祝日の場合は翌日)	山口市秋穂東6570
	阿東老人福祉センター (社会福祉協議会阿東出張所)	(08395) 2-0294	毎月10・25日 9:30～11:30 (土・日・祝日の場合は翌日)	山口市阿東地福上1697

【法律相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
法律相談	日本司法支援センター 山口地方事務所 (法テラス山口)	(050) 3383-5490	収入の少ない方への弁護士等 による無料法律相談（要予約） 予約受付：平日 9:00～17:00 相談時間：月 13:30～16:30 金 10:00～12:00	山口市大手町9-11 山口県自治会館5階
	山口市民無料法律相談	山口市民相談室 (083) 934-2866	弁護士による無料法律相談 電話予約要：相談日の4日前から前日まで 対象：山口市民20人（定員になり次第終了） 相談時間：13:30～16:00 15分程度	相談場所 山口市男女共同参画センター 9月と2月：小郡総合支所
	山口市社会福祉協議会	【北部エリア】 (083)924-1395 本所・北部支所 生活相談課 【南部エリア】 (083)941-5505 南部支所 生活相談担当	弁護士による無料法律相談 電話予約要：相談会場により、申込先が違います。 対象：山口市民4人（定員になり次第終了） 相談時間：13:30～15:30 30分以内	山口市上笠小路89-1 (山口しあわせプラザ) 他
	山口法律相談センター	(083) 922-0087	弁護士による法律相談（要予約） 毎週水曜日 13:00～15:30 毎週金曜日 17:00～19:30	山口市黄金町2-15 山口県弁護士会館内
・相談料は30分、5,000円の有料相談ですが、以下に該当する方は無料法律相談が受けられます。（要予約） 1. 法律扶助の資力要件を満たしている方。 2. 多重債務に関する法律相談。 3. 交通事故に関する法律相談（山口・萩・下関にて実施）。 ・弁護士と急ぎでご相談されたい場合は、民事・家事当番弁護士をご紹介します（要予約）。最寄りの法律相談センターへお問い合わせください。				

【女性相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
女性相談	女性の人権ホットライン (山口地方方法務局人権擁護課内)	0570-070-810	夫や恋人からの暴力・セクハラ・ストーカー行為等女性の人権問題に関する相談 平日（祝日を除く）8:30～17:15	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎
	山口県男女共同参画相談センター (083) 901-1122 DV（配偶者等からの暴力）ホットライン 0120-238122 山口市湯田温泉5丁目1-1 山口県婦人教育文化会館内 相談内容：夫婦や家庭の問題、配偶者などからの暴力等、男女間における様々な問題の相談			
	一般相談	電話相談	月～金 8:30～22:00、土・日 9:00～18:00（祝日及び年末年始を除く）	
		面接相談（要予約）	月～金 8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く）	
	専門相談	面接相談（要予約）	弁護士による法律に関する相談 第1・第3水曜日 13:30～15:30 医師による健康に関する相談 第4火・金曜日 14:00～16:00 心理の専門家によるこころの相談 第2火曜日 13:30～15:30	
			※24時間受付	
	山口市 婦人相談員による相談	(083) 934-2743	配偶者や交際相手からの暴力、自分自身のこと、家族のこと、人間関係など様々な問題の相談（面接相談は、予約制） 相談時間：火・木・金 10:00～16:00 土 13:30～16:30 （祝日及び年末年始を除く）	山口市中央二丁目5番1号（山口市民会館事務所2階） 山口市男女共同参画センター ゆめぼほら

【育児・教育・青少年の悩みの相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
子どもの人権相談	子どもの人権110番 (山口地方方法務局人権擁護課内)	(0120) 007-110	いじめ、体罰等子どもの人権に関する相談 相談時間：平日（祝日除く） 8:30～17:15 時間外 留守番電話対応	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎
育児相談	中央児童相談所	(083) 922-7511	養育上の悩み、非行、しつけ、障害など 相談時間：平日（祝日除く） 8:30～17:15	山口市大内御堀五丁目6-28
	おやこほっとライン (中央児童相談所)	(083) 932-3939	子育ての不安・悩みなど 平日 8:30～20:00 土日祝祭日 8:30～17:15（年末年始を除く）	
	山口市家庭児童相談室	(083) 934-2960	養育上の悩み、非行、しつけ、障害など 相談時間：平日（祝日除く） 8:30～17:15	山口市糸米二丁目6-6 山口市保健センター
	やまぐち母子健康サポートセンター	090- 6840-8585	妊娠・出産・子育ての相談、情報提供など 相談時間：平日（祝日除く） 8:30～17:15	山口市糸米二丁目6-6 山口市保健センター
	やまぐち子育て福祉相談センター	(083) 922-0855	子育ての相談、情報提供など 相談時間：平日（祝日除く） 8:30～17:15	山口市旭通り一丁目6-19（山口保育園内）
	こども家庭支援センター清光 (児童養護施設清光園)	(0836) 65-1188	養育上の悩み、不安、虐待等に関する相談 24時間対応	山口市阿知須1448
	こども家庭支援センター海北 (児童養護施設清光園)	(0835) 26-1152	養育上の悩み、不安、虐待等に関する相談 24時間対応	防府市大字高井686
家庭相談	家庭児童相談室 山口市福祉事務所	(083) 934-2896	児童福祉に関する相談 月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00	山口市亀山町2-1
	家庭教育訪問支援受付ダイヤル	(083) 928-3232 e-mail: katei-support@ city.yamaguchi. lg.jp	知識や経験が豊かな家庭教育支援員が直接ご家庭を訪問し、お話を伺います。 ※家庭教育支援員とは 山口県主催「家庭教育相談員養成講座」を修了され、山口市教育委員会が委嘱しています。 普段から子育て支援活動に関心を持ち、様々な場面において活動され、知識・経験とともに豊富なみなさんです。 受付時間 月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～16:00	訪問日時や場所には ご相談に応じます。

【雇用・就職・労働相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
就職相談	山口公共職業安定所 (ハローワーク山口)	(083) 922-0043	就職全般に関する職業相談及び職業紹介 相談時間：平日 8:30～17:15	山口市神田町1-75
	山口県若者就職支援 センター	(083) 976-1145	若者及びUターン就職希望者に対する就職相談 及び職業紹介 相談時間：平日 8:30～19:00 土曜 8:30～17:00	山口市小郡高砂町1-20
	ヤング・ハローワー ク山口併設	(083) 973-8080		
	(社)山口市シルバー人 材センター	(083) 924-5396	高齢者の臨時的、短期的な就業に関する相談、紹介 URL: http://www.c-able.ne.jp/%7Esl-yama/	山口市上堅小路89-1 山口しあわせプラザ2階
	(山口・防府圏域) 鳴滝園障害者就業・生活 支援センターデパール	(083) 902-7117 FAX (083) 927-6620	障害者の就業とそれに伴う生活に関する指導・ 助言、職業準備訓練の斡旋等 相談時間：平日 9:00～17:30	山口市下小鯖2287-1

【特設相談所】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
労働相談	山口労働局総合労働 相談コーナー	(083) 995-0398	総合労働相談員による労働問題に関するあらゆる 分野の相談	山口市中河原町6-16 山口労働局総務部企画室内
	山口総合労働相談 コーナー	(083) 922-1238	総合労働相談員による労働問題に関するあらゆる 分野の相談	山口市中河原町6-16 山口労働基準監督署内
	山口労働局雇用環境・ 均等室	(083) 995-0390	男女の機会均等、職場のセクハラ、母性健康管理、 育児・介護休業等に関する相談	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎内
	労働ほっとライン	(083) 933-3232	賃金、労働時間など労働関係全般についての社 会保険労務士による専門的相談	山口市滝町1-1 労働政策課（労働情 報相談センター内）
	特別労働相談	(083) 933-3216	労働問題全般についての弁護士による専門的相 談	山口市滝町1-1 労働政策課
	(社)山口県労働者福祉 協議会	(083) 925-7332	賃金、労働時間など労働関係全般についての相 談	山口市緑町3-29 山口県労働者福祉文 化中央会館3F

【警察関係相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
防犯相談	県警総合相談室	#9110または (083) 923-9110	警察への各種問い合わせや困りごと相談	山口市滝町1-1 県警本部内
	レディース・サポー ト110	(083) 932-7830 0120-378387	性犯罪被害に関する相談	山口市滝町1-1 県警本部内
	少年サポートセンター (ヤングテレホン・やまぐち) (警察本部少年課)	(083) 925-5150 (FAX兼用) (0120) 49-5150	青少年の悩み及び子供の養育に関する保護者等の 悩み（非行問題、いじめ問題等）に関する相談	山口市滝町1-1 山口県警察本部少年課
列車内の女 性被害相談	列車内女性被害相談所 (鉄道警察隊)	(083) 973-7970	列車内における女性被害に関する相談	山口市小郡下郷1294 JR新山口駅構内
サイバー 犯罪相談	サイバー犯罪相談電 話	(083) 922-8983	サイバー犯罪相談に対する情報や相談（インター ネットトラブル等）	山口市滝町1-1 県警本部内

【外国人相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
在日外国 人の相談	公益財団法人山口県 国際交流協会	(083) 925-7353 http://www.yiea.or.jp/	県内で生活する外国人の生活に関する相談	山口市水の上町1-7
外国への 出入国等 相談	広島入国管理局下関 出張所	(083) 223-1431 FAX (083) 231-2091	外国への出入国及び外国人の在留資格に関する 相談等	下関市上田中町8-2-1
	周南出張所	(0834) 21-1329 FAX (0834) 22-0991		周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎

人権に関する市民意識調査結果概要

《調査の概要》

1 調査の目的

この調査は、幅広い人権問題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政を推進するため、人権問題に対する市民の意識についての現状や問題点等の把握を行い、今後の人権諸施策を効果的に推進するための検討資料とする。

2 調査項目

- (1) 人権についての意識や考え方（問1～問4）
- (2) 女性の人権（問5）
- (3) 子どもの人権（問6）
- (4) 高齢者の人権（問7）
- (5) 障がいのある人の人権（問8）
- (6) 同和問題（問9～問11）
- (7) 外国人の人権（問12～問13）
- (8) 感染症患者等の人権（問14～問15）
- (9) ハンセン病問題（問16～問17）
- (10) 罪や非行を犯した人の人権（問18～問19）
- (11) 性的少数者の人権（問20～問21）
- (12) その他の人権問題（問22～問24）
- (13) 人権に関する取り組み（問25～問27）

3 調査の方法

- (1) 調査対象者及び標本抽出方法
市内に居住する18歳以上の者を対象として、住民基本台帳から男性1,000人、女性1,000人を無作為抽出した。
- (2) 調査方法
郵送法・無記名方式
- (3) 調査期間
 - ・ 調査票発送 平成28年9月中旬
 - ・ 回答期限 平成28年10月14日

4 回収状況

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 調査票配布数 | 2,000票 |
| (2) 住所不明による返却数 | 12票 |
| (3) 回収数 | 795票（回収率40.0%） |

《調査結果の概要》

○人権についての意識や考え方について

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。

調査結果

知っている（87.5%）、知らない（10.9%）、無回答（1.5%）

問1-2 問1で「知っている」を選んだ人のみ回答

憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に関心を持っているものはどれですか。（複数回答3つまで）

調査結果（上位8項目）

自由権（思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など）（73.6%）、平等権（法の下での平等、男女両性の平等、選挙権の平等）（70.0%）、生存権（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）（60.8%）、教育を受ける権利（35.6%）、仕事に就いて働く権利（17.4%）、政治に参加する権利（11.8%）、働く人が団結・団体交渉・団体行動する権利（6.9%）、裁判を受ける権利（2.3%）

問2 『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』の実現に向け、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成23年3月に策定した、「山口市人権推進指針」を知っていますか。

調査結果

知っている（15.2%）、知らない（79.2%）、無回答（5.5%）

問2-2 問2で「知っている」を選んだ人のみ回答

(1) あなたが、山口市人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。（複数回答）

調査結果（上位4項目）

市報（76.9%）、人権に関するイベント（人権ふれあいフェスティバル等）（28.1%）、人権学習講座・研修会（25.6%）、市ホームページ（19.0%）

(2) 山口市人権推進指針について、どのように思いましたか。

調査結果

わかりやすい（10.7%）、共感できる（52.1%）、むずかしくてわかりにくい（17.4%）、もっと内容を充実すべき（13.2%）、その他（0.8%）、無回答（5.8%）

問3 今の山口市は、人権が尊重されたまちだと思いますか。

調査結果

そう思う（25.3%）、どちらともいえない（41.3%）、そうは思わない（7.0%）、わからない（22.8%）、無回答（3.6%）

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

調査結果

ある（21.3%）、ない（58.4%）、わからない（17.4%）、無回答（3.0%）

問4-2 問4で「ある」を選んだ人のみ回答

(1) あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。(複数回答)

調査結果(上位8項目)

名誉き損・侮辱(36.7%)、地域や職場などでの仲間外れ(他人からの悪口、かげ口など)(34.9%)、公的機関や企業・団体による不当な扱い(30.8%)、差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分などによる不当な扱い)(24.9%)、暴力・虐待(家庭内を含む)・脅迫・強要(22.5%)、悪臭・騒音等の公害(20.1%)、セクシャル・ハラスメントやストーカー行為(17.8%)、プライバシーの侵害(17.8%)

(2) そのとき、あなたはどのようにされましたか。(複数回答)

調査結果(上位8項目)

黙って我慢した(65.1%)、親しい友だち・職場の同僚・上司に相談した(34.3%)、相手に抗議した(29.6%)、親・きょうだい・子どもや親戚に相談した(25.4%)、その他(5.9%)、警察へ相談した(4.7%)、弁護士に相談した(4.1%)、県や市町村の担当部署に相談した(3.6%)

○女性の人権について

問5 あなたは、女性の人権に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答3つまで)

調査結果(上位8項目)

男女の固定的な役割分担意識をおしつけること(49.3%)、職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇(42.0%)、職場におけるセクシャル・ハラスメント(29.4%)、家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)(21.8%)、政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できない(18.6%)、職場におけるマタハラ(18.2%)、売春・買春(援助交際を含む)(15.3%)、内容に関係なく女性の水着姿・裸体等を使用した広告・雑誌や写真、アダルトビデオ等(14.1%)

○子どもの人権について

問6 あなたは、子どもの人権に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答3つまで)

調査結果(上位8項目)

子どもの間でいじめが行われていること(48.6%)、大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと(47.7%)、子どもの意見を受け止めないで自分の考えを押し付ける大人(保護者)がいること(36.5%)、食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること(33.1%)、成績だけを気にかけている保護者がいること(31.6%)、大人が子どもを1つの人格をもった人間として認めないこと(26.0%)、メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと(20.8%)、子どもに有害な情報(暴力的な漫画、性描写の雑誌など)があること(16.0%)

○高齢者の人権について

問7 あなたは、高齢者の人権に関することから、問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答3つまで）

調査結果（上位8項目）

悪徳商法や財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること（51.3%）、経済的に自立が困難なこと（39.5%）、働ける能力を発揮する機会が少ないこと（33.2%）、病院や養護施設において、嫌がらせや虐待をすること（25.9%）、高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること（25.4%）、家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待をすること（19.4%）、高齢者の意見や行動を尊重しないこと（17.6%）、乗物、建物などでバリアフリー化が図られていないこと（17.0%）

○障がいのある人の人権について

問8 あなたは、障がい者の人権に関することから、問題があると思われるのはどのようなこととですか。（複数回答3つまで）

調査結果（上位8項目）

障がい者や障がいについて、人々の理解が不足していること（59.9%）、働ける場所や機会が少ないこと（44.9%）、差別的な言動をすること（31.7%）、就職、職場で不利な扱いを受けること（28.4%）、施設等の受入れ体制が十分でないこと（18.7%）、交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと（18.6%）、一般社会や施設内において、いじめや虐待にあうこと（14.2%）、悪徳商法や財産侵害など障がい者が被害者となる犯罪が増加していること（8.4%）

○同和問題について

問9 あなたは、同和問題に関することから、問題があると思われるのは、どのようなことですか。（複数回答2つまで）

調査結果（上位8項目）

偏見が残っていること（54.1%）、結婚問題で周囲が反対すること（24.3%）、差別的言動をすること（18.4%）、わからない（15.7%）、特にな（12.5%）、えせ同和行為があること（11.4%）、住宅を購入する際・転居する際に同和地区をさけること（10.6%）、身元調査をされること（10.2%）

問10 あなたは、この5年間の間に、同和問題に関することから、偏見や差別について、見たり聞いたりしたことがありますか。（複数回答2つまで）

調査結果（上位7項目）

特にな（17.1%）、差別的な言動をすること（8.1%）、偏見が残っていること（7.5%）、結婚問題で周囲が反対すること（6.9%）、住宅を購入する際・転居する際に同和地区をさけること（5.5%）、わからない（5.5%）、身元調査をされること（3.3%）

問11 あなたは、同和問題の解決に必要なことは、どのようなことだと思われますか。（複数回答2つまで）

調査結果（上位6項目）

学校や行政などが同和地区を取り上げず、そっとしておけば、自然になくなる（28.6%）、同和問題についての教育・啓発広報活動を推進する（25.2%）、人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる（24.2%）、わからない（21.0%）、住民の利用しやすい人権相談支援体制を充実する（20.8%）、えせ同和行為を排除する（18.7%）

○外国人の人権について

問12 あなたは、外国人の人権に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答3つまで)

調査結果(上位8項目)

言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと(51.1%)、言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと(39.2%)、病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと(29.4%)、わからない(16.5%)、じろじろ見られたり、避けられたりすること(15.8%)、特になし(15.0%)、住宅を安易に借りることができないこと(14.5%)、就職、職場で不利な扱いを受けること(13.8%)

問13 あなたは、この5年間の間に、外国人に対する偏見や差別について、見たり聞いたりしたことがありますか。(複数回答2つまで)

調査結果(上位8項目)

特になし(17.6%)、わからない(5.2%)、言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと(4.4%)、じろじろ見られたり、避けられたりすること(3.6%)、言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと(3.4%)、病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと(3.0%)、就職、職場で不利な扱いを受けること(2.0%)、住宅を安易に借りることができないこと(1.9%)

○感染症患者等(HIV感染者・患者等)の人権について

問14 あなたは、感染症患者等(HIV感染者・患者等)の人権に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答3つまで)

調査結果(上位8項目)

差別的な言動をすること(32.3%)、治療や入院を断ること(31.1%)、わからない(27.9%)、就職、職場で不利な扱いを受けること(24.7%)、治療による薬害の被害を被っていること(22.6%)、結婚問題で周囲が反対すること(14.6%)、特になし(14.3%)、無断でエイズ検査をすること(9.7%)

問15 あなたは、この5年間の間に、感染症患者等(HIV感染者・患者等)に対する偏見や差別について、見たり聞いたりしたことがありますか。(複数回答2つまで)

調査結果(上位8項目)

特になし(16.6%)、わからない(6.9%)、差別的な言動をすること(2.1%)、治療による薬害の被害を被っていること(1.0%)、アパート等への入居を拒否すること(1.0%)、結婚問題で周囲が反対すること(0.9%)、就職、職場で不利な扱いを受けること(0.9%)、ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否すること(0.9%)、メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと(0.9%)

○ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者等)について

問16 あなたは、ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者とその家族)に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答2つまで)

調査結果(上位6項目)

わからない(35.1%)、ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むことが困難なこと(34.0%)、差別的な言動をすること(29.9%)、ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと(23.9%)、特になし(10.7%)、ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否すること(5.8%)

問17 あなたは、この5年間の間に、ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者とその家族）に対する偏見や差別について、見たり聞いたりしたことがありますか。（複数回答2つまで）

調査結果（上位6項目）

特にない（17.2%）、わからない（8.2%）、ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むことが困難なこと（2.6%）、ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと（2.3%）、差別的な言動をすること（2.1%）、ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否すること（1.6%）

○罪や非行を犯した人の人権について

問18 あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか。（複数回答2つまで）

調査結果（上位6項目）

更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること（57.1%）、就職、職場で不利な扱いを受けること（41.4%）、わからない（15.3%）、特にない（11.9%）、じろじろ見られたり、避けられたりすること（10.7%）、メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと（8.8%）

問19 あなたは、この5年間の間に、罪や非行を犯した人に対する偏見や差別について、見たり聞いたりしたことがありますか。（複数回答2つまで）

調査結果（上位6項目）

特にない（20.4%）、わからない（6.5%）、更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること（5.4%）、就職、職場で不利な扱いを受けること（4.8%）、じろじろ見られたり、避けられたりすること（2.8%）、メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと（1.6%）

○性的少数者の人権について

問20 あなたは、異性愛、同性愛、両性愛といった性的指向に関することで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答2つまで）

調査結果（上位6項目）

職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること（37.5%）、差別的な言動をすること（33.5%）、わからない（25.8%）、就職、職場で不利な扱いを受けること（23.0%）、じろじろ見られたり、避けられたりすること（17.5%）、特にない（15.0%）

問21 あなたは、生物学的な性ところ性が一致しない性同一性障害に関することで、問題があると思われるのは、どのようなことですか。（複数回答2つまで）

調査結果（上位6項目）

職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること（38.2%）、差別的な言動をすること（30.4%）、わからない（26.3%）、就職、職場で不利な扱いを受けること（25.5%）、特にない（15.0%）、じろじろ見られたり、避けられたりすること（13.0%）

○その他の人権について

問22 あなたは、プライバシーの保護に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答3つまで)

調査結果(上位6項目)

個人情報の不正な取扱いや信用情報・顧客データ等を盗用・横領し、流出すること(67.3%)、知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による加入を受けること(58.0%)、インターネットから個人情報が流出する事件が多発していること(47.5%)、自分や家族のことについて、他人に言いふらされること(18.9%)、事件や事故など関係者のプライベートな情報を公開すること(12.1%)、インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み(10.6%)

問23 「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。

調査結果(上位5項目)

本人または家族に対して十分な説明を受けた(52.3%)、本人または家族への説明がやや不十分であった(14.6%)、特に説明を受けたことはない(9.8%)、無回答(9.2%)わからない、覚えていない(8.9%)

問24 あなたは、犯罪被害者の人権に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(複数回答3つまで)

調査結果(上位8項目)

犯罪行為によって、精神的なショックを受けること(52.1%)、報道によるプライバシーの公表や取材による私生活への介入(40.6%)、事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること(35.8%)、警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと(26.4%)、(30.6%)、犯罪行為によって、経済的負担をうけること(22.4%)、捜査や刑事裁判において、精神的負担を受けること(13.3%)、刑事裁判手続きに、被害者の声が十分反映されるわけではないこと(10.6%)、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと(7.8%)

○人権に関する取り組みについて

問25 山口市では、「山口市人権推進指針」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進していますが、これまでに市または県が実施した次のような行事(イベント・研修会等)に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たりした経験がありますか。(複数回答)

調査結果(上位7項目)

市や県の広報紙、パンフレット(41.1%)、特になし(36.2%)、掲示物(ポスターやバス車体広告等)(30.6%)、テレビ・ラジオスポット(25.0%)、新聞(24.3%)、研修会、講演会等(17.4%)、人権ふれあいフェスティバル等のイベント(12.7%)

問26 あなたは、今後、人権に関する取り組みとして、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。（複数回答3つまで）

調査結果（上位6項目）

学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る（44.0%）、市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る（38.5%）、人権に配慮した行政の推進を図る（業務の点検、見直しなど）（29.9%）、公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る（25.9%）、市民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する（22.5%）、地域社会における人権教育の充実を図る（19.7%）

問27 あなたは、人権に関わる課題として、今後、「山口市人権推進指針」にどのような問題を盛り込む必要があると思われますか。（複数回答）

調査結果（上位7項目）

フリーターなど非正規雇用に関する問題（47.5%）、ストーカー等に関する問題（42.4%）、環境に関する問題（40.8%）、自己決定権に関する問題（27.8%）、性同一性障害や性的指向に関する問題（25.2%）、わからない（15.1%）、特になし（11.7%）

○あなたの性別は

調査結果

男（47.7%）、女（52.2%）、無回答（0.1%）

○あなたの年齢は（平成28年（2016）年9月1日現在の満年齢）

調査結果

18～20歳未満（1.4%）、20歳代（6.3%）、30歳代（14.6%）、40歳代（14.7%）、50歳代（15.3%）、60歳代（21.0%）、70歳以上（26.4%）、無回答（0.3%）

○あなたの職業は

調査結果

農林業者（家族従事者も含む）（4.5%）、漁業者（家族従事者も含む）（0.3%）、企業の経営者・自営業者（家族従事者も含む）（5.0%）、民間の企業や工場・商店などに勤める人（17.4%）、学校の教職員（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む）（3.8%）、医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師など）（8.9%）、学校・医療関係以外の公務員（5.8%）、その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家など）（1.9%）、臨時職員やパート等（12.6%）、主婦（夫）（専ら家事・育児をしている人）（15.6%）、学生（2.4%）、その他（21.6%）、無回答（0.3%）

※調査結果の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率が100.0%にならない場合があります。

山口市人権施策推進審議会条例

平成20年12月19日

条例第54号

(設置)

第1条 市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくりに向け、人権に関する施策について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、山口市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人権に関する施策の基本方針に関すること。
- (2) 人権に関する施策の推進に関すること。

2 審議会は、前項に掲げるもののほか、人権施策の実施に関し、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権に関する団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

指針の策定経過

区 分	開催日	会 議 概 要
第1回審議会	H28. 3. 23	○委嘱状交付 ○会長並びに副会長の選出 ○議事 山口市人権推進指針について 山口市の人権教育・啓発について
第2回審議会	H28. 8. 3	○議事 人権に関する意識調査 山口市の人権教育・啓発について
第3回審議会	H29. 3. 14	○議事 人権に関する意識調査結果について 次期山口市人権推進指針について 山口市の人権教育・啓発について
第4回審議会	H29. 6. 30	○議事 山口市人権推進指針分野別施策について
第5回審議会	H29. 9. 1	○議事 山口市人権推進指針分野別施策について
第6回審議会	H29. 10. 27	○議事 山口市人権推進指針（改定案）について
	H30. 3	人権推進指針策定

山口市人権施策推進審議会委員名簿（五十音順）

（任期：平成28年3月23日～平成30年3月22日）

（敬称略）

氏 名	所属等	備 考
泉 勝 幸	阿東認知症を支える家族会	
井 原 貴 美	山口県子ども虐待防止ネットワーク	
岩 本 勉	山口県地域人権運動連合会山口支部	
久保田 文 子	山口人権擁護委員協議会	副会長
島 田 愛 子	部落解放同盟山口県連合会山口支部	
清 徳 睦 美	公募委員	
高 木 和 文	山口市障害者団体連合会	
中 野 肇 子	山口市民生委員児童委員協議会	H29. 2. 1から
西 山 香代子	やまぐちネットワークエコー	
林 道 彦	公募委員	
原 田 秀 利	山口地方法務局人権擁護課	H29. 4. 11から
福 永 由 美	スクールソーシャルワーカー	
松 原 幸 恵	山口大学教育学部	会長
柳 井 敏 和	全日本同和会山口県連合会山口支部	
山 田 圭 介	山口県弁護士会	
吉 岡 和 代	山口市民生委員児童委員協議会	H29. 1. 31まで
渡 辺 利 明	山口地方法務局人権擁護課	H29. 3. 31まで

